

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に定める書類)

2020年10月31日

株式会社イトクロ

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、2020年9月11日付をもって締結した吸収合併契約書に基づき、2020年10月31日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社センジュを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本吸収合併といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年10月31日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併の差止請求

株式会社センジュは、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

株式会社センジュは、完全子会社のため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

株式会社センジュは、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

株式会社センジュは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年9月23日付官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法796条の2の規定、会社法第797条及び第799条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）吸収合併の差止請求

株式会社センジュは、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

株式会社センジュは、完全子会社のため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年9月23日付官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本件吸収合併をもって株式会社センジュの権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面に関する事項 (会社法施行規則第200条第5号)

株式会社センジュの事前開示書面は別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第200条第6号)

本件吸収合併にかかる変更登記は2020年11月13日を予定しております。

7. 吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第200条第7号)

該当する重要な事項はありません。

以上

2020年10月31日

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

株式会社イトクロ

代表取締役 山木 学

代表取締役 領下 崇

別紙

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第794条及び会社法施行規則第191条に定める書類)

2020年9月18日

株式会社イトクロ

吸収合併に関する事前開示事項

今般、2020年9月11日付をもって作成した吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、株式会社センジュ（本店所在地：東京都渋谷区鶯谷町7-3-301）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うにあたり、会社法第794条及び会社法施行規則第191条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約書の内容

別紙1記載のとおりとなっております。

2. 対価の定め相当性に関する事項

(1) 対価の定めに関する事項

当社は、株式会社センジュの発行済株式の全てを所有しておりますので、この合併に際して、株式の割当その他一切の対価の交付を行いません。

3. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりとなっております。

(2) 最終事業年度末日後の重要な財産の処分等の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度末日後の重要な財産の処分等の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併後の債務の履行の見込に関する事項

本件合併後の当社の資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足る責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件合併により当社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

以上

2020年9月18日

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

株式会社イトクロ

代表取締役 山木 学

代表取締役 領下 崇

吸収合併契約書

株式会社イトクロ（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）（以下「甲」という。）と株式会社センジュ（本店所在地：東京都渋谷区鶯谷町7-3-301）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本件合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

（合併に際して交付する金銭等）

第2条 甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む）の交付を行わないものとする。

（増加すべき資本金、資本準備金）

第3条 本件合併に際して甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年10月31日とする。但し、本件合併に係る手続の進行に応じ、必要がある場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、且つ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議のうえ、これを実行する。

（条件の変更、契約の解除）

第6条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、又は本契約締結日時点で把握していた前提条件に変更が生じたことにより本件合併の実行に重大な支障を生ずるか、若しくはこれを著しく困難にする事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ本件合併に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約規定以外の事項）

第7条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 9 月 11 日

甲：東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
株式会社イトクロ
代表取締役 山木 学

乙：東京都渋谷区鶯谷町 7－3－301
株式会社センジュ
代表取締役 曾原 健太郎

(提供書面)

事業報告

(2018年11月 1 日から)
(2019年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、国際情勢の不安定により先行きは依然として不透明な状況となっております。このような経済状況の中、当社では教育業界を主要業界としてメディアサービスを通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当社が事業展開する主要マーケットの1つである教育業界では、個人向けを対象としたeラーニングや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、また、難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加等を背景に、効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりに合わせ、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

このような中、当社では、メディアサービスにおいては、「塾ナビ」「みんなの学校情報」等の主要ポータルサイトによる売上が堅調に推移しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,382,375千円（前事業年度比2.4%減）、営業利益は1,435,770千円（前事業年度比28.2%減）、経常利益は1,438,282千円（前事業年度比28.3%減）、当期純利益は920,146千円（前事業年度比15.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な組織再編の状況

当社は、2019年9月6日開催の取締役会において、株式会社センジュの株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

なお、2019年11月1日を効力発生日として、同社の株式を取得し、子会社化しております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2016年10月期)	第 12 期 (2017年10月期)	第 13 期 (2018年10月期)	第 14 期 (当事業年度) (2019年10月期)
売 上 高(千円)	3,460,879	3,942,030	4,491,609	4,382,375
経 常 利 益(千円)	1,376,466	1,726,568	2,005,680	1,438,282
当 期 純 利 益(千円)	889,028	1,112,821	1,085,995	920,146
1株当たり当期純利益 (円)	43.32	54.19	52.56	44.00
総 資 産(千円)	5,572,449	6,482,695	7,805,016	8,835,272
純 資 産(千円)	4,392,589	5,578,246	6,871,468	8,016,196
1株当たり純資産額 (円)	213.89	270.44	330.44	382.26

- (注) 1. 当社は、従来、コンサルティングサービスの一部売上（リスティング運用売上、アフィリエイト売上）において、売上原価に計上していたリスティング費用及び他のサイト運営会社に支払う成果報酬費用を、第12期より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更いたしました。そのため、第11期の売上高は遡及適用額を反映した数値を記載しております。
2. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 認知度の向上

当社の展開するインターネット・メディア事業は、開始してから数年と日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。教育サービス等を選ぶユーザーの皆様と、より良い教育サービスを提供しようとしているクライアント企業の皆様に対して、より有意義で安心なプラットフォームとして、より多くの方々にお使いいただけるよう、インターネット上での広告や他社の媒体との提携を継続的に行ってまいりましたが、さらなる認知度向上のためにこれらの施策の強化に積極的に取り組んでまいります。

② システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

③ 経営管理体制の構築

当社が継続的な成長をコントロールし、ユーザーやクライアント企業の皆様に安定してサービスを提供し続けていくためには経営管理体制の充実・強化が重要であると認識しております。また、法令遵守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築にも取り組んでまいります。さらに、経営の透明性を高め、市場からの信頼を得られるよう、引き続き財務報告等の開示体制の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

事業区分	事業内容
インターネット・メディア事業	メディアサービス及びコンサルティングサービス

(7) 主要な営業所 (2019年10月31日現在)

本社	東京都品川区
支社	大阪支社：大阪府大阪市

(注) 当社の登記上の本店所在地は、東京都港区赤坂二丁目8番13号であります。

(8) 使用人の状況 (2019年10月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
144名 (41名)	6名増	31.2歳	3.1年

(注) 使用人数は、正社員のほか、契約社員を含み、()内に臨時雇用者(アルバイト)の最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年10月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年10月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,680,000株 |
| （うち自己株式の総数） | （1,742,321株） |
| (3) 株主数 | 1,269名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 木 学	12,621,100株	60.28%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	3,034,600	14.49
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	1,700,800	8.12
資産管理サービス信託銀行 株式会社	685,200	3.27
BBH FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN A G G R E S S I V E	629,100	3.00
野村信託銀行株式会社	517,700	2.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G	252,300	1.21
J P M O R G A N C H A S E B A N K	167,700	0.80
THE BANK OF NEW YORK, TREATY J A S D E C A C C O U N T	117,891	0.56
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	115,915	0.55

（注） 1. 当社は、自己株式を1,742,321株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2014年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		1,557個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 31,140株 (新株予約権 1 個につき20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 22,000円 (1 株当たり 1,100円)
権 利 行 使 期 間		2016年11月 1 日から 2024年 9 月30日まで
行 使 の 条 件		① 新株予約権者は、権利行使時において、会社の取締役、使用人の地位を有していなければならない。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が正当な理由があると認める場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③ その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役 員 の 保有状況	取締役（監査等委員を除く。）	新株予約権の数 1,557個 目的となる株式数 31,140株 保有者数 1名
	取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2015年2月27日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 2018年11月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	山 木 学	C E O
代 表 取 締 役	領 下 崇	C O O
取締役（監査等委員）	中 安 祐 貴	株式会社みんせつ代表取締役
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 也	光和総合法律事務所パートナー 弁護士 公益財団法人日本相撲連盟評議員
取締役（監査等委員）	忍 足 大 介	株式会社NTTドコモ アライア ンス推進担当部長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中安祐貴氏、鈴木智也氏、忍足大介氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、中安祐貴氏、鈴木智也氏、忍足大介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人3名を指名し、重要会議等への出席や、内部監査担当者との定期的なヒアリングを通じて情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、必ずしも、常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く。）	2名	62,727千円
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3 (3)	6,000 (6,000)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役）	5 (3)	68,727 (6,000)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年1月26日開催の第11回定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役の社宅提供に係る非金銭報酬限度額として、2018年1月24日開催の第12回定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年1月24日開催の第12回定時株主総会において、年額900万円以内と決議いただいております。

② 報酬を決定するにあたっての方針及び手続

取締役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中安祐貴氏は、株式会社みんせつの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鈴木智也氏は、光和総合法律事務所のパートナー弁護士、公益財団法人日本相撲連盟評議員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役忍足大介氏は、株式会社NTTドコモのアライアンス推進担当部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 中 安 祐 貴	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会12回すべてに出席しております。 大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。
取締役 鈴 木 智 也	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会12回すべてに出席しております。 弁護士として、企業法務、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等について専門的見地から発言を行っております。
取締役 忍 足 大 介	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会12回すべてに出席しております。 大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社

の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、業務の適正を確保するための体制として、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」）を取締役会において決議しております。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監視に加え、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、すべての代表取締役。以下本項において同じ。）の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部担当取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部担当取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会

に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査担当者が監査業務に協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の取締役及び従業員の設置（地位や人数の設定を含む。）について、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。

⑦ ⑥の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

(b) 監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報規程において禁止し、その旨を当会社の取締役及び使用人に周知しております。

- ⑩ 当会社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当会社は、監査等委員がその職務の執行について、当会社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

- ⑭ 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当会社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

(2) 当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会規程に基づき、原則として月 1 回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を 4 回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
- ・当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月 1 回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を12回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人 3 名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。
- ・コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度（ホットライン）を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。
- ・代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員会は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,072,125	流 動 負 債	769,589
現金及び預金	7,566,193	買 掛 金	175,523
売 掛 金	404,040	未 払 金	323,121
前 払 費 用	51,880	未 払 費 用	8,058
そ の 他	51,115	未 払 法 人 税 等	218,059
貸 倒 引 当 金	△1,103	前 受 金	21,850
固 定 資 産	763,146	預 り 金	6,505
有 形 固 定 資 産	196,203	資 産 除 去 債 務	16,470
建 物	171,024	固 定 負 債	49,485
工具、器具及び備品	25,178	資 産 除 去 債 務	49,365
そ の 他	0	そ の 他	120
無 形 固 定 資 産	257,149	負 債 合 計	819,075
の れ ん	257,149	(純資産の部)	
投資その他の資産	309,794	株 主 資 本	8,003,694
敷金及び保証金	229,239	資 本 金	30,000
繰延税金資産	80,096	資 本 剰 余 金	2,627,401
そ の 他	459	その他資本剰余金	2,627,401
		利 益 剰 余 金	5,378,808
		その他利益剰余金	5,378,808
		繰越利益剰余金	5,378,808
		自 己 株 式	△32,516
		新 株 予 約 権	12,502
		純 資 産 合 計	8,016,196
資 産 合 計	8,835,272	負 債 純 資 産 合 計	8,835,272

損 益 計 算 書

(2018年11月 1 日から
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,382,375
売 上 原 価		512,255
売 上 総 利 益		3,870,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,434,349
営 業 利 益		1,435,770
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,870	
助 成 金 収 入	10,800	
そ の 他	1,300	14,970
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	83	
支 払 保 証 料	486	
本 社 移 転 費 用	11,888	12,458
経 常 利 益		1,438,282
税 引 前 当 期 純 利 益		1,438,282
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	526,992	
法 人 税 等 調 整 額	△8,855	518,136
当 期 純 利 益		920,146

株主資本等変動計算書

(2018年11月 1 日から)
(2019年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	30,000	2,404,773	2,404,773	4,458,662	4,458,662	△35,836	6,857,599
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				920,146	920,146		920,146
自己株式の取得						△115	△115
自己株式の処分		222,628	222,628			3,435	226,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）							—
当期変動額合計	—	222,628	222,628	920,146	920,146	3,320	1,146,094
当 期 末 残 高	30,000	2,627,401	2,627,401	5,378,808	5,378,808	△32,516	8,003,694

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	13,868	6,871,468
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		920,146
自己株式の取得		△115
自己株式の処分		226,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）	△1,366	△1,366
当期変動額合計	△1,366	1,144,728
当 期 末 残 高	12,502	8,016,196

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産

定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、2019年6月21日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法と比べ減価償却費は31,218千円増加しております。この結果、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ31,218千円減少しております。

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更に伴う当事業年度の損益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	86,007千円
----------------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	22,680,000株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,742,321株
------	------------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	2,226,318株
------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金(社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金の支払期日は、1年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループからの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月相当に維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年10月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,566,193千円	7,566,193千円	一千円
(2) 売 掛 金	404,040千円	404,040千円	一千円
(3) 買 掛 金	175,523千円	175,523千円	一千円

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	17,696千円
未払金	36,268千円
減価償却超過額	13,223千円
資産除去債務	22,772千円
その他	6,618千円

繰延税金資産合計	96,579千円
----------	----------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	15,986千円
その他	496千円

繰延税金負債合計	16,482千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	80,096千円
-----------	----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	領下 崇	なし	当社 代表取締役	新株予約権の 権利行使 (注)	65,110	—	—

(注) 2014年10月30日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権及び2016年1月29日開催の取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	382円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円00銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2019年9月6日に株式会社センジュの株主と株式譲渡契約を締結し、2019年11月1日に同社の全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の概要

被取得企業の名称：株式会社センジュ

事業の内容：インターネット・メディア事業

②企業結合を行った主な理由

今後一層の企業規模の拡大を図るため

③企業結合日 2019年11月1日

④企業結合の法的形式 株式の取得

⑤結合後企業の名称 変更はありません。

⑥取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠 当社が現金を対価として株式を取得することによります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 670,000千円

条件付対価(注) 30,000千円

取得原価 700,000千円

(注) 契約の一部として条件付対価が付されております。この条件付対価は、企業結合後の被取得企業の特定の業績指標の水準に応じて最大で30,000千円を支払う契約となります。

(3) 主要な取得費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

1) 発生したのれんの金額

707,158千円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額であります。

2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	95,752千円
<u>固定資産</u>	<u>2,954千円</u>
<u>資産合計</u>	<u>98,707千円</u>
流動負債	40,690千円
<u>固定負債</u>	<u>95,175千円</u>
<u>負債合計</u>	<u>135,865千円</u>

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

株式会社イトクロ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢 部 直 哉 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 馬 野 隆 一 郎 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトクロの2018年11月1日から2019年10月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大阪支社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月20日

株式会社イトクロ 監査等委員会

監査等委員 中 安 祐 貴 ⑩

監査等委員 鈴 木 智 也 ⑩

監査等委員 忍 足 大 介 ⑩

(注) 監査等委員中安祐貴、鈴木智也及び忍足大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上